

2020年度外国人材受入総合支援事業

農業分野の特定技能制度

～外国人材受入れのあらまし～



令和2年10月

一般社団法人全国農業会議所

CONTENTS

1 出入国管理制度と在留資格について

- (1) 我が国の出入国管理制度による外国人の受入れと在留資格 3
- (2) 我が国の農業労働力と外国人労働者 5

2 特定技能制度の概要について

- (1) 在留資格 7
- (2) 受入れ機関と登録支援機関 7
- (3) 外国人の受入れに関する各種基準 8

3 特定技能外国人受入れに際し農業者が押さえるべきポイント

- (1) 特定技能外国人のリクルートについて 11
- (2) 特定技能外国人の受入れ形態や働き方と期間について 11
- (3) 外国人材が従事できる作業について 13
- (4) 外国人材受入れまでのプロセスと諸手続きについて 13
- (5) 外国人材との雇用契約や労務管理について 14
- (6) 外国人材への支援計画について 14
- (7) 農業特定技能協議会への加入について 14
- (8) 諸申請や諸届出について 15
- (9) 不法就労の防止や注意点について 16
- (10) 在留カードの見方について 16
- (11) 技能実習と特定技能の比較（表） 17

4 特定技能外国人の受入れに関するQ & A

- (1) 特定技能外国人を受け入れる流れについて教えてください 18
 - (2) 技能実習2号修了から特定技能へ移行する場合にはどうすればいいですか 19
 - (3) 受け入れる雇用形態はどのようなものがありますか 19
 - (4) 派遣先として外国人材を受け入れる場合の労務管理や安全衛生管理のポイントを教えてください 20
 - (5) 使用者としての労働時間の適正な把握と注意点は何ですか 21
 - (6) 登録支援機関について説明してください 22
 - (7) 受入れ機関として6か月以上の雇用経験が必要とは具体的にどんなことですか 23
 - (8) 特定技能外国人の就労する場所について説明してください 23
 - (9) 特定技能外国人は転職できますか 24
-

(10) 特定技能外国人の解雇はできますか	24
(11) 雇用主や特定技能外国人の社会保険への加入義務について教えてください	24
(12) 受入れ機関及び登録支援機関はどのような届出をどのように行う必要がありますか	25
(13) 外国人材受入れで不適正な事例や注意すべきことは	26

S 農業技能測定試験について

(1) 外国人に求められる技能・日本語能力水準	27
(2) 農業技能測定試験の概要	27

G 各国の送出手続について

7 問合せ先

1

出入国管理制度と在留資格について

(1) 我が国の出入国管理制度による外国人の受入れと在留資格

我が国の出入国管理制度の基本となる「出入国管理及び難民認定法」の構成は以下のとおりです。その主な内容は、外国人が日本に入国するための入国手続や在留手続、ビザ（査証）取得、在留資格や在留期間、出国事項などを規定しています。また、我が国における外国人材受入れの基本的方針は、専門的・技術的分野の外国人材は積極的な受入れが可能で、それ以外の分野は様々な検討を要するとの考えのもとに行われています。

出入国管理及び難民認定法の骨子

章、節	項 目	条 文
第一章	総則	第一条～第二条の五
第二章	入国及び上陸	
第一節	外国人の入国	第三条
第二節	外国人の上陸	第四条～第五条の二
第三章	上陸の手続	
第一節	上陸のための審査	第六条～第九条の二
第二節	口頭審理及び異議の申出	第十条～第十二条
第三節	仮上陸等	第十三条・第十三条の二
第四節	上陸の特例	第十四条～第十八条の二
第四章	在留及び出国	
第一節	在留	
第一款	在留中の活動	第十九条・第十九条の二
第二款	中長期の在留	第十九条の三～第十九条の三十七
第二節	在留資格の変更及び取消し等	第二十条～第二十二条の五
第三節	在留の条件	第二十三条～第二十四条の三
第四節	出国	第二十五条～第二十六条の三
第五章	退去強制の手続	
第一節	違反審査	第二十七条～第三十八条
第二節	収容	第三十九条～第四十四条
第三節	審査、口頭審理及び異議の申出	第四十五条～第五十条
第四節	退去強制令書の執行	第五十一条～第五十三条
第五節	仮放免	第五十四条・第五十五条
第五章の二	出国命令	第五十五条の二～第五十五条の六
第六章	船舶等の長及び運送業者の責任	第五十六条～第五十九条
第六章の二	事実の調査	第五十九条の二
第七章	日本人の出国及び帰国	第六十条・第六十一条
第七章の二	難民の認定等	第六十一条の二～第六十一条の二の十四
第八章	補則	第六十一条の三～第六十九条の三
第九章	罰則	第七十条～第七十八条

附則

在留資格（外国人が本邦において有する身分又は地位）一覧表

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）	
在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）平成３１年４月１日から

（注２）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業
（平成３０年１２月２５日閣議決定）

出典元：法務省 HP 掲載資料

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

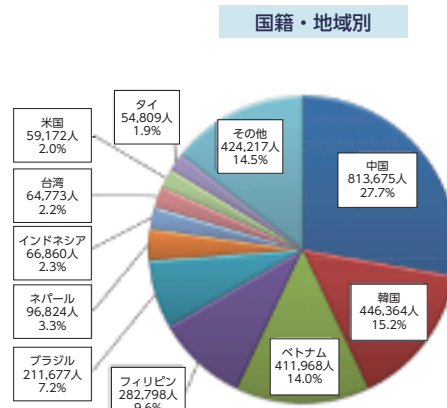
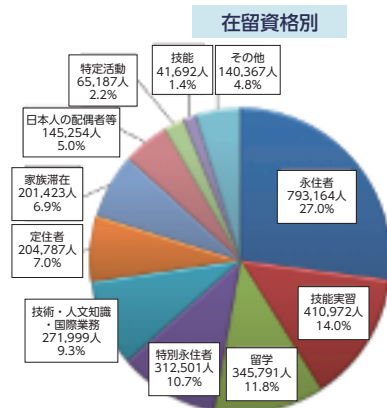
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人の在留資格別・国籍別内訳（令和元年１２月末現在）

在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳(令和元年12月末)

在留外国人数（総数） 293万3,137人

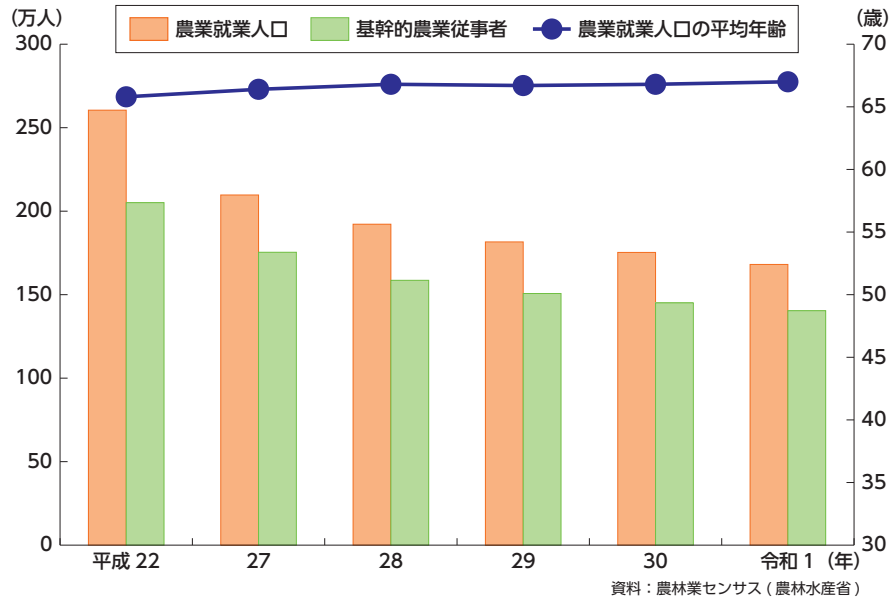


出典元：法務省 HP 掲載資料

(2) 我が国の農業労働力と外国人労働者

・農業労働力に関する統計

農業就業人口及び基幹的農業従事者



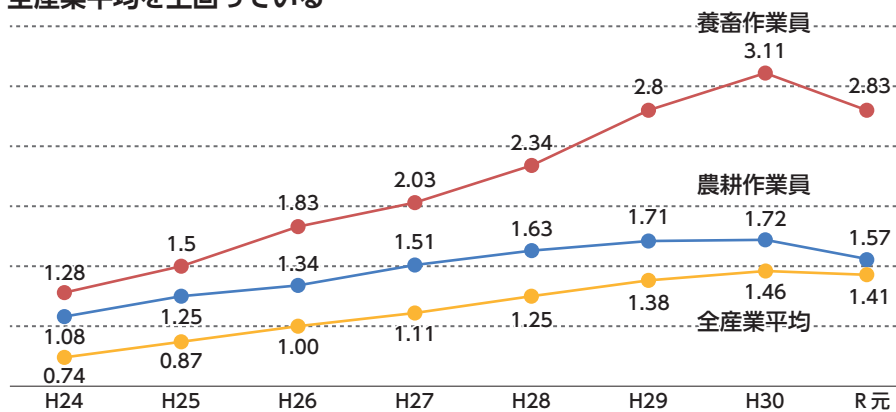
資料：農林業センサス（農林水産省）

注1：「農業就業人口」とは、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日1年間に農業の身に従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農家の従事日数が多い者をいう。

注2：「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「主に自営農業」の者をいう。

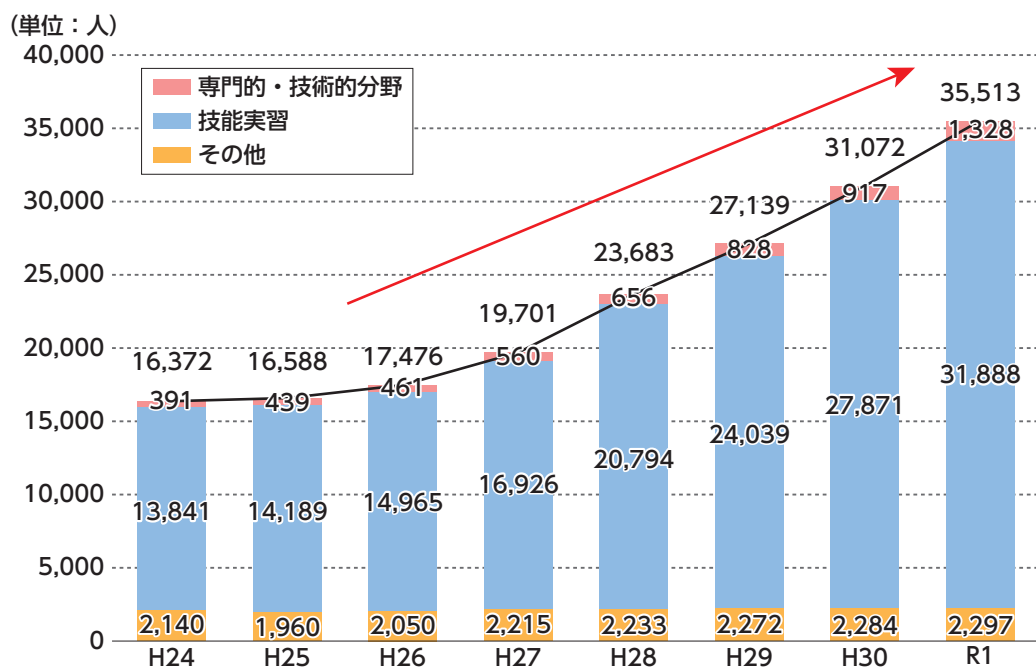
農畜産業分野の有効求人倍率（有効求人者数に対しての有効求職者数の比率）

農畜産業分野の有効求人倍率は、
全産業平均を上回っている



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

- 農業分野の外国人労働者数は、この 5 年で 2 倍に
- 増加のほとんどが技能実習



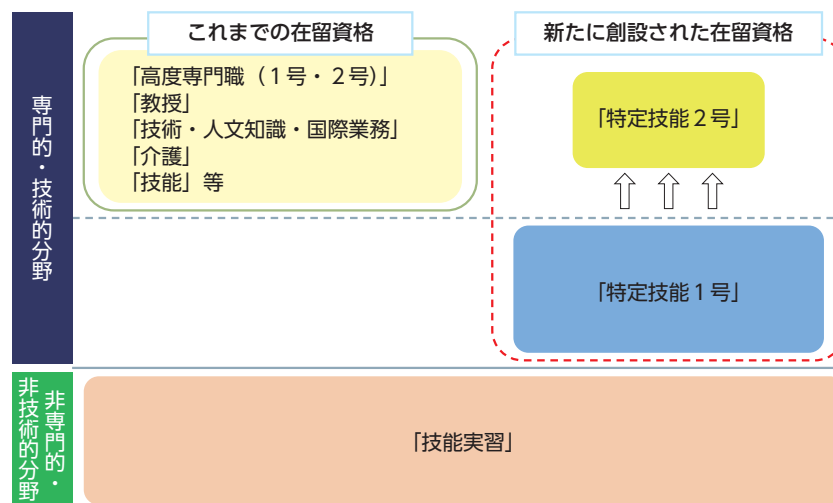
資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年 10 月末日現在）

2

特定技能制度の概要について

(1) 在留資格

【就労が認められる在留資格の技能水準】



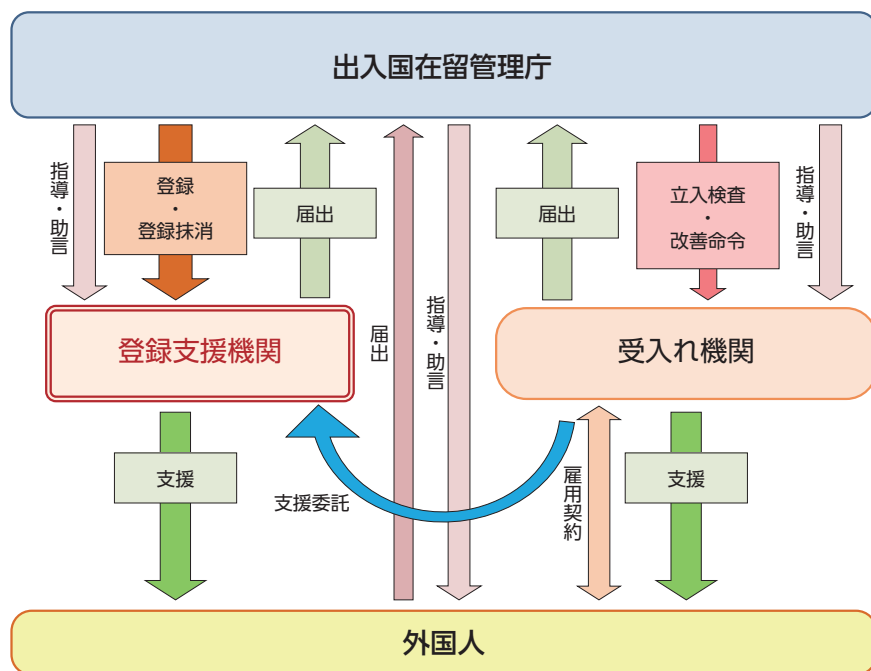
- ・特定技能外国人を受け入れる在留資格には、「特定技能1号」と「特定技能2号」がありますが、農業では特定技能1号のみとなっています。特定技能1号は、相当程度の知識又は経験や技能を必要とする業務に従事する外国人向けの在留資格です。
- ・特定技能1号のポイントとしては、在留期間は通算5年までで、家族の帯同は基本的に認めておらず、1号特定外国人は、受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象となります。
- ・農業分野の技能水準や日本語能力は試験等で確認しますが、技能実習2号を良好に修了した外国人は、試験等が免除されます。

(2) 受入れ機関と登録支援機関

- ・外国人を受け入れるための受入れ機関の基準としては、外国人と結ぶ雇用契約が適切、受入れ機関自体が適切、外国人を支援する体制がある、外国人を支援する計画が適切であることなどが求められます。
- ・受入れ機関の義務としては、報酬を適切に支払うなどの外国人と結んだ雇用契約を確実に履行する、外国人への支援を適切に実施する、出入国在留管理庁への各種届出や報告を行うなどで、これらを怠るとペナルティが発生します。

- ・登録支援機関については、登録を受けるための基準として、登録支援機関自体が適切、外国人を支援する体制があることなどです。
- ・登録支援機関の義務としては、外国人への支援を適切に実施すること、出入国在留管理庁への各種届出や報告を行うなどで、これらを怠ると登録取り消しなどとなります。

受入機関と登録支援機関



(3) 外国人の受入れに関する各種基準

① 特定技能外国人に対する基準 (法第7条第1項第2号、上陸基準省令)

- ・特定技能外国人が満たすべき基準としては、18歳以上で健康であり旅券を所有していること、保証金等を徴収されていないこと、外国（母国）の機関への費用支払いは額や内訳を理解して支払っていること、受入れ機関等への食費や居住費等の支払いはその内容を理解して合意し費用額が適正な額であること、各分野特有の基準に適合していることです。
- ・また、特定技能1号に必要な技能水準及び日本語能力を有していること、又は技能実習2号を良好に修了していること、特定技能1号での在留期間が5年に達していないことなどです。

② 受入れ機関に関する基準

(ア) 特定技能雇用契約が満たすべき基準 (法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条)

- ・特定技能雇用契約が満たすべき基準としては、分野省令で定める技能を要とする業務に従事させること、所定労働時間が同じ機関で働く通常の労働者と同様であること、報酬額が通常従事する日本人と同等以上であること、外国人であることを理由に差別的な扱いをしていないこと、一時帰国を希望の場合は休暇を取得させること、帰国旅費を負担できない場合は受入れ機関が

負担すること、労働者派遣の場合は派遣先や派遣期間が定められていること、受入れ機関が外国人の健康状況や生活状況を適切に把握するために必要な措置をしていること、分野特有の基準に適合していることなどです。

(イ) 受入れ機関自体が満たすべき基準（法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項）

- ・受入れ機関自体が満たすべき基準として、労働社会保険及び租税に関する法令遵守、1年以内に非自発的に労働者を離職させてないことや責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと、5年以内に欠格事由に該当していないこと、特定技能外国人の活動記録等を1年以上備えておくこと、保証金の徴収や違約金契約を締結していないこと、支援に関する費用を外国人に負担させていないこと、労働者派遣の場合は派遣元が当該分野に係る業務を行うことが適当と認められること、労災保険関係の成立や履行体制が適切に整備されていること、分野特有の基準に適合することなどです。

(ウ) 受入れ機関が満たすべき支援体制の基準（法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項）

- ・受入れ機関が満たすべき支援体制は、過去2年間に中長期在留者の受入れと管理を適切に行い、かつ事業所ごとに支援責任者や支援担当者を選任（要件を満たせば兼任も可）していること、過去2年間に中長期在留者の相談対応した役職員の中から支援責任者及び支援担当者を選任していること、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できる体制を有していること、支援責任者や支援担当者が支援計画の中立的な実施や定期的な面談を行うことができること、支援状況に係る文書を1年以上備えおくこと、分野特有の基準に適合していることなどです。

③ 支援計画に関する基準（法第2条の5第6項、第7項、第8項、特定技能基準省令第3条、第4条）

- ・支援計画が満たすべき基準としては、支援内容の10項目（事前ガイダンス、出入国する際の送迎、住居確保・生活に必要な契約支援、生活オリエンテーション、公的手続等への同行、日本語学習の機会の提供、相談・苦情への対応、日本人との交流促進、転職支援（人員整理等の場合）、定期的な面談・行政機関等への通報）を支援計画に記載すること、登録支援機関に支援を全部委託する場合は委託契約の内容等、支援責任者及び支援担当者の名前や役職、分野に特有の事項などを記載しなければなりません。
- ・支援計画は、日本語と外国人が十分理解できる言語で作成して外国人にその写しを交付すること、支援内容は外国人の適正な在留に資するものであり適切に実施できるものであること、入国前の情報提供は対面又はテレビ電話装置等により実施すること、情報提供や相談・苦情対応等は外国人が十分理解できる言語で実施されること、分野特有の基準に適合することなどが必要です。

支援計画の概要

※ 受入れ機関自らがこれらの支援を行う必要があるが、登録支援機関に委託することも可能。

①事前ガイダンス

雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

連帯保証人になる・社宅を提供する等
銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援（人員整理等の場合）

受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



・登録支援機関の一覧は以下のリンク先から確認できます。

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html



登録支援機関(Registered Support Organization)

登録支援機関登録簿

登録支援機関登録簿を掲載します(随時更新)。

2020年7月16日現在
4,795件登録

※以下の登録支援機関登録簿には、登録簿に記載された機関は掲載されていません。

登録支援機関登録簿 [E40EL:1625KE]

3 特定技能外国人受入れに際し農業者が押さえるべきポイント

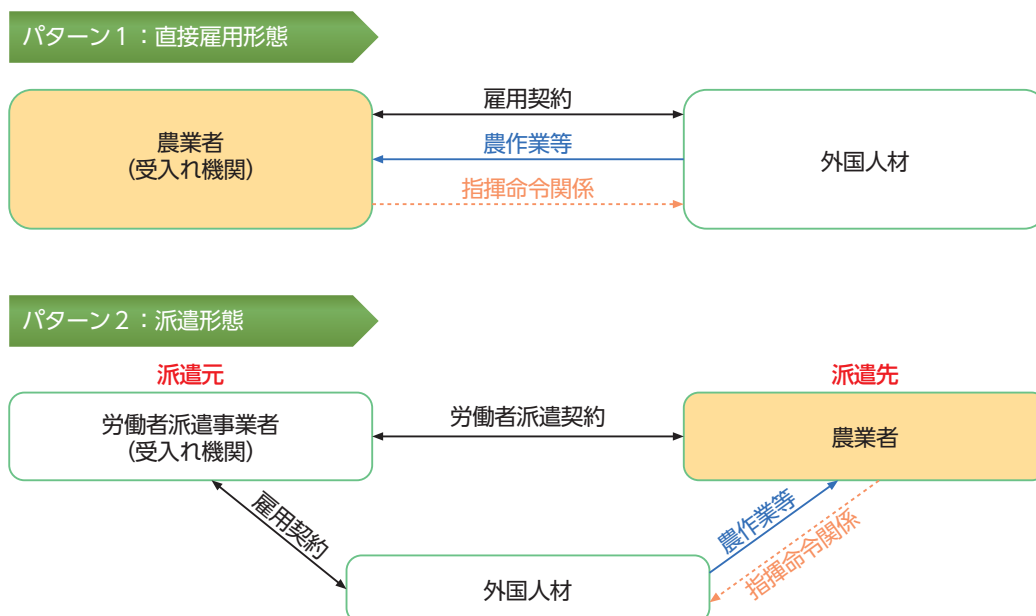
(1) 特定技能外国人のリクルートについて

- 例えば、①農業分野で技能実習生の受入れ実績がある農協や監理団体を通じた採用活動、②その帰国技能実習生のネットワークを通じた採用活動、③海外との人材ネットワークを有する業界団体を通じた採用活動、④海外に設立した法人等を通じた採用活動、⑤公的職業紹介機関や民間の職業紹介所を介しての採用活動、⑥外国の政府機関が関与するマッチングシステムを介した採用活動など考えられます。

(2) 特定技能外国人の受入れ形態や働き方と期間について

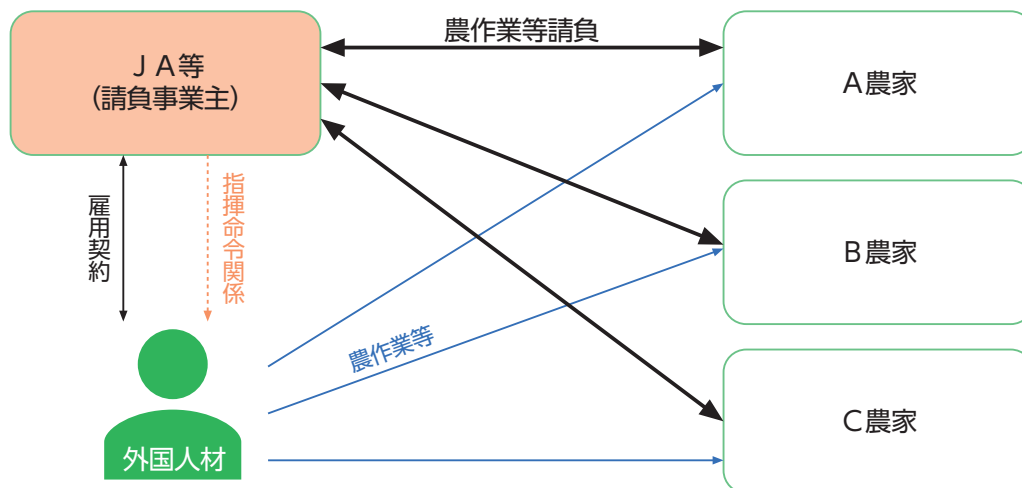
- 農業分野での受入れ方法については、①農業者が受入れ機関として外国人材を直接雇用する場合、②派遣事業者が受入れ機関となり外国人材を派遣してもらう場合の2つのパターンがあります。

特定技能外国人の受入れ形態



- ・また、JA 等が外国人材を雇用した上で、組合員等の農業者から農作業等を請け負い、外国人材にその業務に従事してもらう働き方も可能です。

農作業等を請負で行う場合



- ・特定技能制度では、外国人材に、①5年間連続して働いてもらう、②農閑期等には帰国し通算で5年になるまで働いてもらう、のどちらも可能です。また5年以内であれば、雇用期間が終わった後に再雇用することや、別の農業者と雇用契約を締結して働いてもらうことも可能です。ただし、再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）に出国期間など通算在留期間に含まれる場合があるのでご注意ください。

雇用期間について



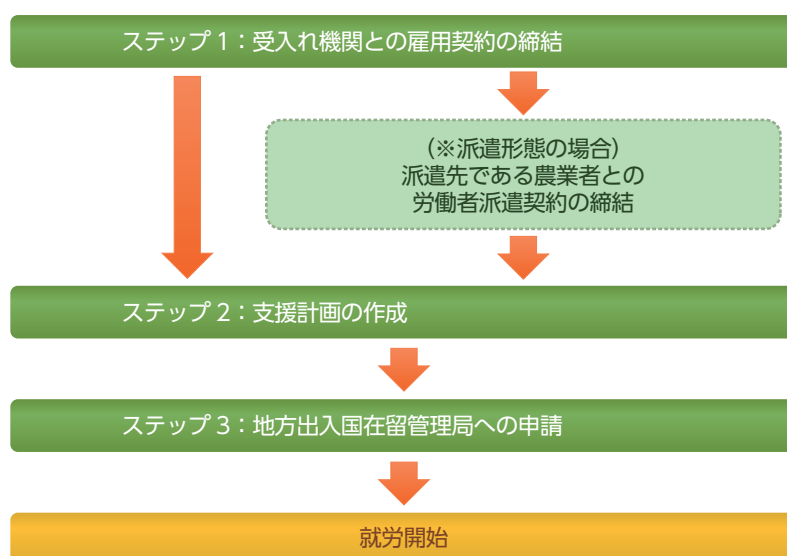
(3) 外国人材が従事できる作業について

- ・ 特定技能外国人は、主として、①耕種農業全般の作業（栽培管理、農産物の集出荷、選別等）や、②畜産農業全般の作業（飼養管理、畜産物の集出荷、選別等）に、従事することが必要です。
- ・ 同じ農業者等の下で作業する日本人が普段から従事している関連業務（加工・運搬・販売の作業、冬場の除雪作業等）にも付随的に従事することが可能です。
- ・ ただし、その業務内容には、栽培管理又は飼養管理の業務が必ず含まれていることが必要であり、例えば、選別業務や関連業務等にものみ専ら従事させることはできません。

(4) 外国人材受入れまでのプロセスと諸手続きについて

- ・ 受け入れる外国人材が決まったら、大きく 3 つのステップで受け入れる準備を進めます。① 受入れ機関と特定技能外国人との雇用契約の締結、② 特定技能外国人に対する支援計画の作成、③ 地方出入国在留管理局への入国申請手続きです。
- ・ 基本的には、特定技能外国人材になる人は、農業技能測定試験や日本語能力試験の合格が求められますが、技能実習 2 号を良好に修了した人は各試験免除で申請手続きが可能となっています。
- ・ 受入れ機関との雇用契約締結後、また派遣形態の場合は派遣先との労働者派遣契約締結後に、支援計画を作成して、地方出入国在留管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行います。

外国人材受入れのプロセス



- ・ また、技能測定試験や日本語能力試験に合格した後に、受入れ機関との間で雇用契約が締結されることが基本ですが、試験の合格前に内定を出すことも法律上禁止されていません。ただし、必要な各試験に合格しなければ、「特定技能」の在留資格には該当しません。
- ・ 入国後、受入れ機関は遅滞なく各種支援を実施するとともに、受入れから 4 カ月以内に農業

特定技能協議会へ入会するとともに、受入れ後は地方出入国在留管理局に対し支援計画の実施状況等の随時や定期の届出が義務付けられています。

(5) 外国人材との雇用契約や労務管理について

- ・外国人を受け入れるためには、外国人と結ぶ雇用契約が適切であり、その雇用契約を確実に履行することが必要ですが、以下の労務管理について、特に気を付けなければなりません。
- ・労働基準法では、農業については労働時間・休憩・休日の規定が適用されないこととなっており、特定技能外国人についても、日本人労働者と同じく適用されません。しかし、優秀な人材を確保していくためには、労働者が働きやすい環境整備に努めることが求められます。
- ・具体的には、自らが雇用している他の日本人従業員と同じように、適切な労働時間や休憩・休日を設け、報酬も同じ内容の仕事をしている日本人と同等以上の賃金支払いが必要です。

(6) 外国人材への支援計画について

- ・仕事のみならず、外国人が日本で安心して生活できるよう、職業生活上、日常生活上及び社会生活上のきめ細かなサポートが求められ、具体的に 10 項目の支援内容を定めた支援計画を事前に作成して支援することが求められます。
- ・具体的な手順や内容については、9 ページの支援計画に関する基準を参照してください。

(7) 農業特定技能協議会への加入について

- ・農業特定技能協議会は、特定技能制度の農業分野での適切な運用を図るために設けられ、農林水産省を始め全国 9 つのブロックで設立されています。
- ・農業者は、最初に外国人材を受入れた 4 カ月以内に、農林水産省ホームページの加入申請フォームから申請して加入し、加入通知書を受領して加入手続きは完了します。なお、加入通知書は 2 回目以降の受入れ申請の際に必要となりますので、大切に保管してください。

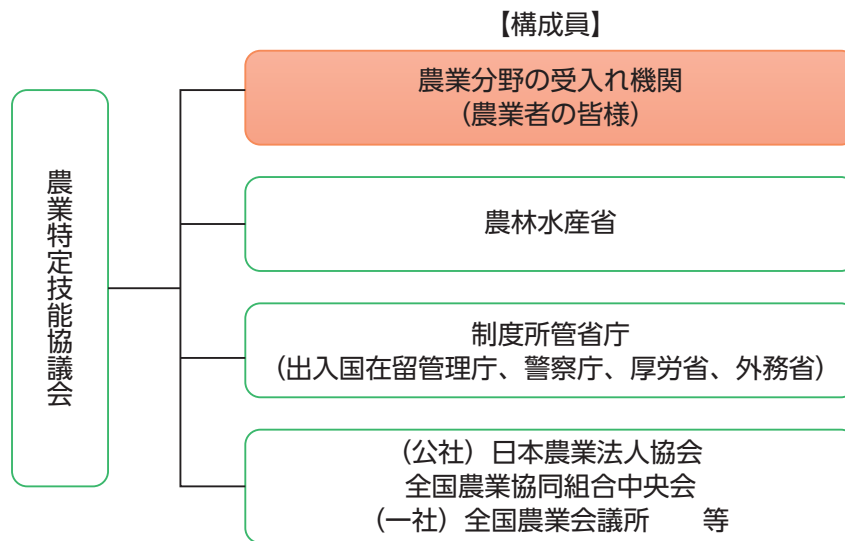
協議会の加入申請フォームは、以下のとおり。

個人用：<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/nyuukaikojin.html>



法人用：<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/nyuukaihoujin.html>





(8) 諸申請や諸届出について

- ・ 特定技能外国人として日本に入国し在留するためには、①新規に入国する人や技能実習を修了して本国に帰っている人は、在留資格認定証明書の交付申請をしなければなりません。②現在日本で在留中の人は、在留資格変更許可申請を行います。
- ・ 必要な申請書類は、省令様式と参考様式及び添付書類に分かれ、申請書や履歴書及び届出書など相当数の提出が求められます。具体的に、「特定技能」に係る在留申請に関する提出書類として、特定技能運用要領で提出書類一覧表として例示されています。

【法務省ホームページ】

1. 在留資格認定証明書交付申請
2. 在留資格変更許可申請
3. 在留期間更新許可申請
4. 登録支援機関の登録申請
5. 登録支援機関の登録更新申請

法務省：特定技能運用要領・各種様式等のリンク先は、以下のとおり。
http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00201.html



(9) 不法就労の防止や注意点について

- ・不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。不法就労となるのは、①不法滞在者が働くケース、②入国管理局から許可を受けていないのに働くケース、③入国管理局から認められた範囲を超えて働くケースです。
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした者は、不法就労助長罪として3年以下の懲役か300万円以下の罰金が科せられます。また外国人を雇用したのに、ハローワークへ届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は30万円以下の罰金が科せられます。
- ・外国人を雇用する際には、在留カードを確認してください。確認ポイントは、①在留カード表面の就労制限の有無と、②在留カード裏面の資格外活動許可欄です。在留カードの見方については、次項を参照してください。

法務省：出入国在留管理庁作成リーフレットのリンク先は、以下のとおり。

<http://www.moj.go.jp/content/001295463.pdf>



(10) 在留カードの見方について

- ・在留カードは、新規の上陸許可、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など、我が国に中長期に在留する者（中長期在留者）に対して、法務省が公布するカードです。適法に在留する証明書や許可証としての性格を有しています。
- ・在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労の可否などの重要事項が記載され、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けられ、常に最新の情報が反映されます。また在留カードには偽変造防止のため、高度なセキュリティ機能を有するICチップを搭載し、カードの透かしが施されています。
- ・外国人の雇い入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などハローワークへの届出や適切な雇用管理が、事業主の責務となっています。外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード又はパスポートの提示を求め、記載された通りを届け出る必要があります。以下に出入国在留管理庁が説明する、在留カードの見方を示します。リンク先は、

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-47.pdf>



「在留カード」の見方

「在留カード」の主な記載内容

居住地

変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格

在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間(満了日)

在留期間中は(満了日まで)本邦に在留することができます。

有効期間

在留カードには有効期間があります。ご確認ください。

在留カード番号

在留カード番号が失効していないかを調べることができます。

顔写真

在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

交付者

2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。

(11) 技能実習と特定技能の比較 (表)

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度	国家戦略特区 (農業支援外国人受入事業)	新たな受入れ制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ⇒実習目的	「特定活動」 ⇒就労目的	「特定技能1号」 ⇒就労目的
在留期間	最長5年 ※4年目の実習(技能実習3号)を開始する前又は開始後1年以内に、1か月以上帰国させる必要	通算で3年	通算で5年
従事可能な業務の範囲	・耕種農業のうち「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工・運搬・陳列・販売の作業も可能(ただし農作業が主)	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工・運搬・陳列・販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することも可能
技術水準	—	「農業支援活動を適切に行うために必要な知識・技能」(一定の専門性・技能が必要) ※①技能実習(3年)を修了した者、又は ②農業全般について試験に合格した者が該当。	「受入れ分野で相当程度の知識又は経験が必要とする技能」(一定の専門性・技能が必要) ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習(3年)を良好に修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	「農業支援活動を適切に行うために必要な日本語能力」(一定の専門性・技能が必要) ※①技能実習(3年)を修了した者、又は ②農業全般について試験に合格した者が該当。	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが基本」 ※試験等により確認。ただし、技能実習(3年)を良好に修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体(雇用主)	実習実施者(農業者等) ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	派遣事業者	・農業者等 ・派遣事業者(農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定)

※特区事業は、2019年6月11日に開催された国家戦略特区諮問会議にて特定技能制度へ段階的に移行することが決定。

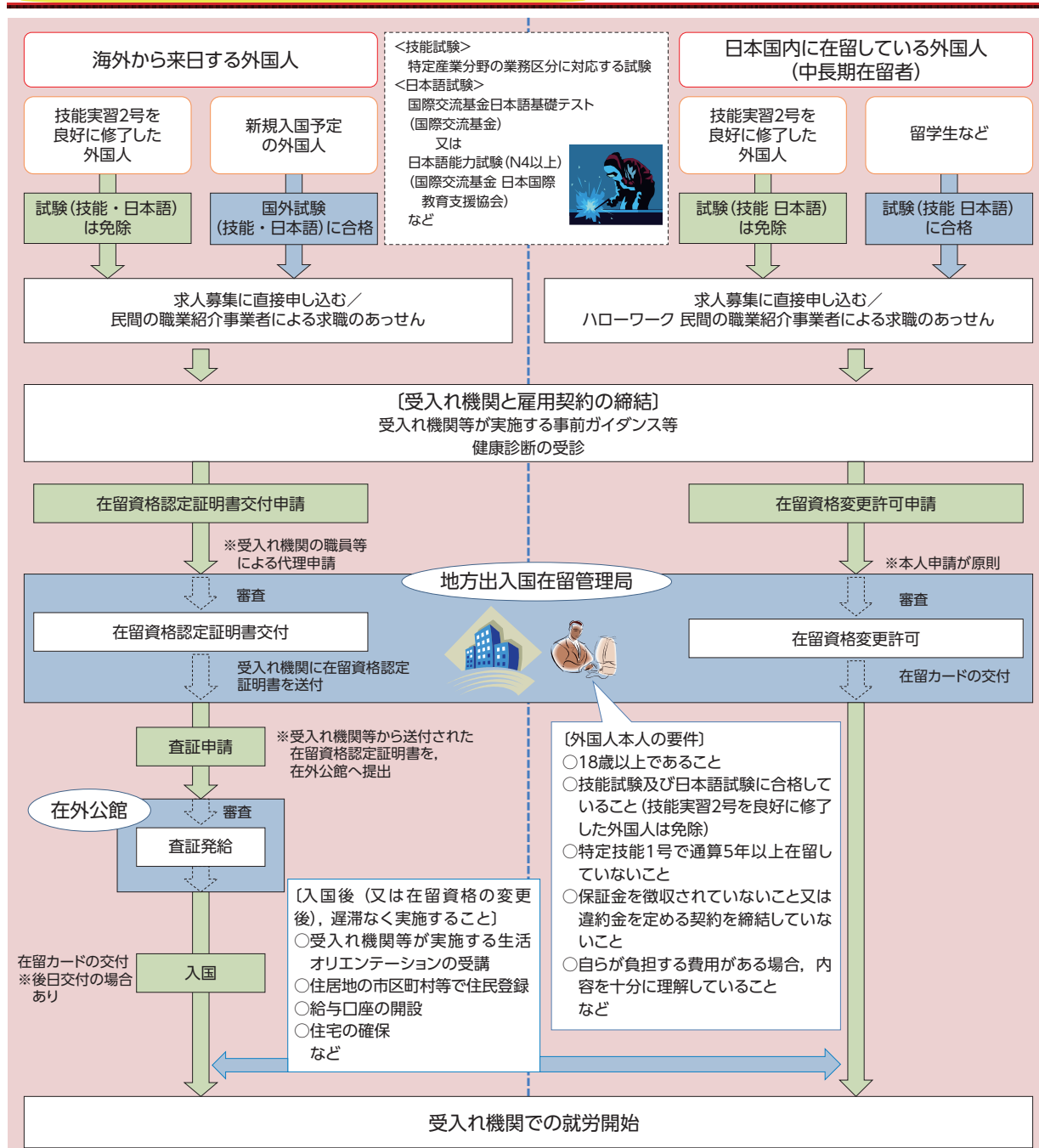
農林水産省資料より

4 特定技能外国人の受入れに関する Q & A

(1) 特定技能外国人を受け入れる流れについて教えてください

就労開始までの流れ

特定技能制度の概要 就労開始までの流れ



出典元：法務省 HP 掲載資料

- ・特定技能制度の概要と、就労開始までの流れは前図のとおりです。
①日本国内に在留している外国人を採用するケースと、②海外から来日する外国人を雇用するケースに分け、雇用するまでの流れや手続きについて、表示されています。いずれも雇用契約締結後に、受入れ機関等による外国人への事前ガイダンスや健康診断が必要となっています。
- ・農業では、一定の要件を満たす受入れ機関は、以下の①又は②の要件を満たす外国人と直接雇用契約を結び、入国・在留に係る審査・手続を経た上で、外国人の受入れができます。その外国人は、①農業分野の技能測定試験と日本語能力試験に合格した者、②耕種農業職種（施設園芸、畑作・野菜、果樹）、又は畜産農業職種（養豚、養鶏、酪農）の技能実習2号を良好に修了した者です。

（２）技能実習２号修了から特定技能へ移行する場合にはどうすればいいですか

- ・技能実習2号を良好に修了した者は、農業技能測定試験等や日本語能力試験を免除され、特定技能外国人の在留資格認定書交付申請等の手続きを行えます。
- ・具体的には、農業技能実習評価試験の専門級合格証を取得できること、又は技能実習を行っていた実習実施者が当該外国人の出勤状況や技能等の修得状況・生活態度等を記載した評価調書（不可の場合は理由書等）を提出し、特定技能外国人予定者が技能実習2号を良好に修了したと認められる必要があります。
- ・農業以外の職種で技能実習2号を修了した外国人が、農業に従事するためには、農業技能測定試験に合格することが必要です。ただし技能実習の職種を問わず、技能実習2号を修了していれば日本語能力試験は免除となります。
- ・技能実習2号修了者が特定技能1号に移行する場合には、技能実習修了の2か月前になったら、最寄りの地方入国在留管理局に、在留資格を特定技能1号に変更するため在留資格変更許可申請をすることとなります。また、一旦帰国することは要件となっていない。
- ・一方、技能実習は技能実習計画に基づき技能等に習熟するための活動であり、実習活動を修了していない者については、在留資格の変更は認められていません。

（３）受け入れる雇用形態はどのようなものがありますか

- ・①農業者が受入れ機関として直接外国人を雇用する場合と、②派遣事業者が受入れ機関となり、外国人材を派遣してもらう場合の、2つのパターンがあります。
- ・特定技能外国人を雇用できる事業者は、農業者（農家・農業法人）に限らず、これらの業務を自ら行う、又は農業者から請け負って行う、農業者を構成員とする団体（JA等）も、受入れ機関として特定技能外国人を直接雇用することができます。
- ・特定技能外国人を雇用し、農業者に派遣できる派遣事業者の要件は、改正入管法の法務省令（特定技能基準省令第2条第1項第9号）に規定されていますが、以下のア～エ要件のいずれかを備え、法務大臣と農林水産大臣が適当と認めるものであることが必要です。

- (ア) 農業又は農業関連業務を行っている事業者
- (イ) ア又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者
- (ウ) ア又は地方公共団体の役職員が当該事業者の役員であることその他ア又は地方公共団体が業務執行に実質的に関与していると認められる事業者
- (エ) 国家戦略特区法に規定する特定機関（国家戦略特区で農業支援外国人受入事業を実施している事業者）

（４）派遣先として外国人材を受け入れる場合の労務管理や安全衛生管理のポイントを教えてください

- ・労働者を直接雇用する事業主は、自ら雇用する労働者を指揮命令して働いてもらいますが、労働者派遣では、派遣事業者は自ら雇用する労働者を派遣先（農家・農業法人）に派遣し、特定技能外国人は派遣先の指揮命令の下に働くことになります。このように、派遣労働者である外国人材と派遣事業者との間には雇用関係があり、外国人材と派遣先の農家・農業法人の間には指揮命令関係があるという、雇用関係と指揮命令関係が分離することが労働者派遣の大きな特徴です。
- ・労働基準法や労働安全衛生法等の労働関係法令の適用については、原則として労働者と労働契約関係にある事業主が責任を負うこととされています。労働者派遣については、派遣労働者と労働契約を締結するのは派遣事業者（派遣元）ですので、派遣労働者（外国人材）と労働契約関係にない派遣先は責任を負わないことになります。しかし、派遣労働は、派遣先が業務遂行上の具体的指揮命令を行うため、派遣元に責任を問えない場合があります。一方で、派遣先に責任を負わせることが適当な場合もあるなど、派遣労働者の労働条件や安全・衛生を確保する上で保護に欠けることになります。
- ・このため、労働者派遣法では、労働関係法令の適用について、派遣元と派遣先双方を事業主とみなし、責任を負わせる特例措置を設けています。このことによって、派遣労働者に対する労働関係法令の適用については、派遣労働者と労働契約関係にある派遣元が責任を負う原則は変わりませんが、派遣先も労働関係法令上の責任を負うことになり、違反すると罰則が適用されることになります。派遣元と派遣先の責任分担は、次頁の表のようになります。

派遣元と派遣先の責任分担

	派遣元	派遣先	双方
労働基準法	・賃金 ・年次有給休暇 ・災害補償 等	・労働時間 ・休憩 ・休日 ・時間外／休日労働 等	・強制労働の禁止 等
労働安全衛生法	・雇入れ時の安全衛生教育 ・一般健康診断 等	・安全管理者、安全委員会 ・危険防止等のための事業者の講ずべき措置 等 ・特別の安全衛生教育 ・作業環境測定 ・特殊健康診断 等	・総括安全衛生管理者 ・衛生管理者、衛生委員会 ・作業内容変更時の安全衛生教育 ・健康診断実施後の作業転換等の措置 等
男女雇用機会均等法	(右記以外の規定)	—	・妊娠／出産等を理由とする不利益取扱い禁止 ・職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置 ・妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置
労働・社会保険	・派遣元のみが責任を負う	—	—

(5) 使用者としての労働時間の適正な把握と注意点は何か

- ・労働契約は、労働に対する対価として時間を拘束し、その時間については指揮命令関係が発生し、それに対して賃金を支払うという契約です。そのため、使用者は労働者の労働時間を適正に把握・算定しなければなりません。
- ・具体的には、使用者は、次の（ア）及び（イ）を行い、特定技能外国人の労働時間を適正に把握・算定する義務があります。

（ア）労働日ごとに始業時刻や終業時刻を確認・記録する

（イ）（ア）を基に何時間働いたかを把握・確定する

なお、始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法としては、次のAまたはBの方法によることとされており、適正に行われる場合にはCの方法によることもできます。

A 使用者が自ら直接始業時刻や終業時刻を確認し、記録する

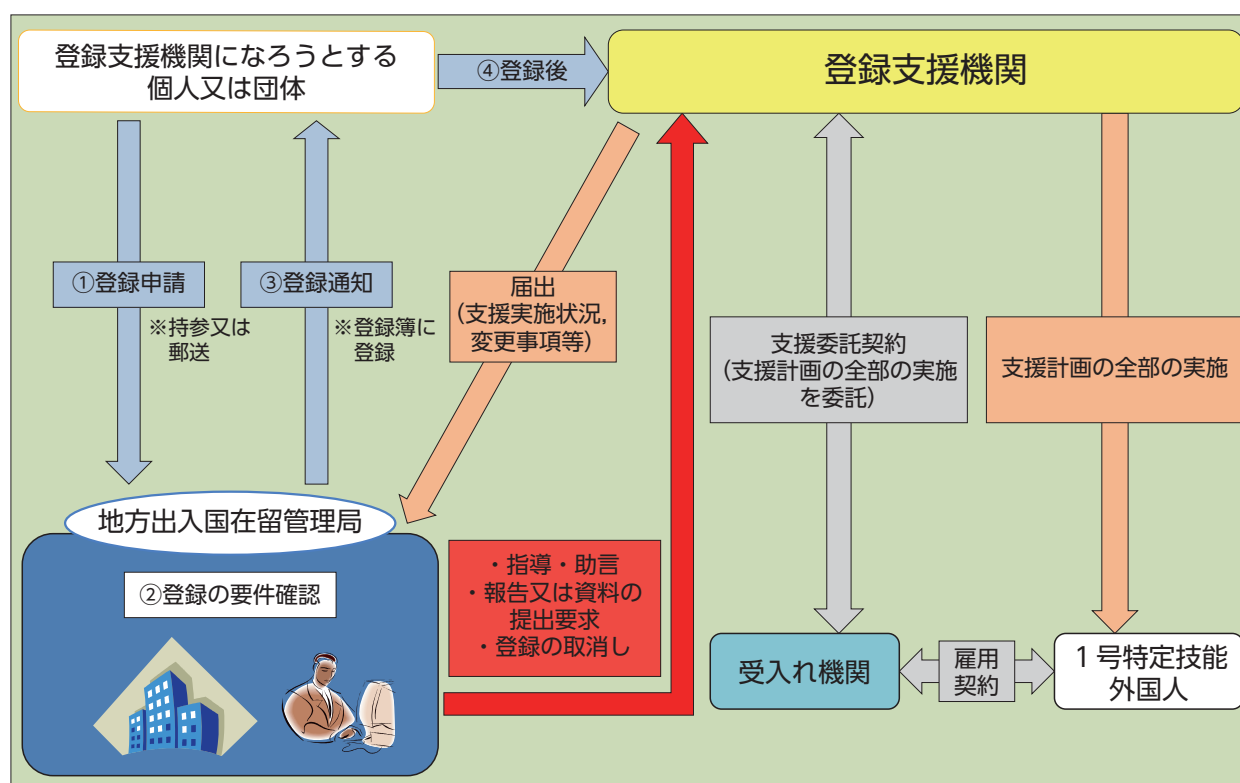
B タイムカード、パーソナルコンピューター等の電子計算機の使用時間の記録等客観的な記録を基礎として確認し、記録する

C 労働者に自ら出勤簿等に始業時刻や終業時刻を記録させるいわゆる「自己申告」方法

(6) 登録支援機関について説明してください

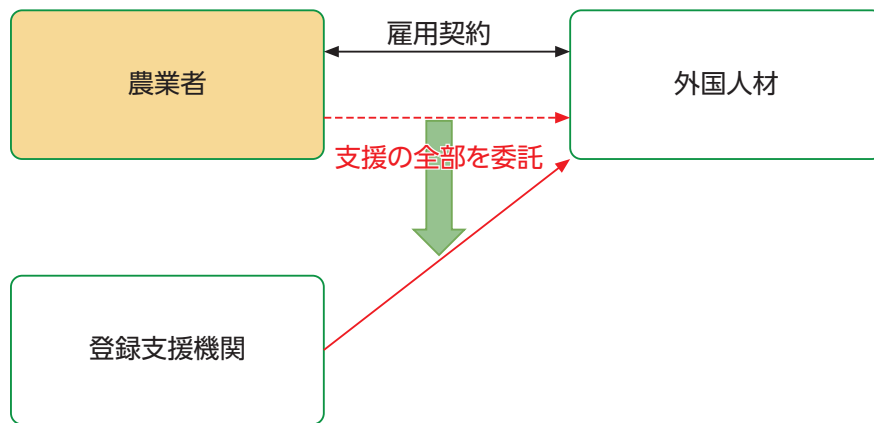
- 登録支援機関とは、特定技能での受入れ機関から委託を受けて、1号特定技能外国人への支援計画を実施する者を言います。登録支援機関は、一定の登録要件を満たし、出入国在留管理庁から登録を認められた者となっています。
- 登録支援機関の登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても、支援機関として登録が認められます。具体的には、会社、行政書士等の「士業」、業界団体等の法人や個人がなることができ、農業分野では技能実習の監理団体となっていた農協や、地域の農業団体等が登録されています。
- 技能実習の監理団体も登録支援機関になることができますが、以下に該当する支援活動には従事できません。
 - (ア) 受入れ機関の配偶者、2親等内の親族など、社会生活において密接な関係を有する者が支援責任者となろうとする場合
 - (イ) 過去5年間に受入れ機関の役員や職員であった者が支援責任者となろうとする場合

登録支援機関について



- 1号特定技能外国人に対しては、支援計画の作成とその実施が必要です。支援計画の作成とその実施は、本来は受入れ機関に求められるものですが、支援計画の全部の実施については登録支援機関に委託することが可能となります。

支援の委託



(7) 受入れ機関として6か月以上の雇用経験が必要とは具体的にどんなことですか

- ・受入れ機関には、雇用する外国人に対して適切な労務管理と受入れを行うため、労働者を少なくとも6か月以上雇用した経験が求められます。雇用経験には、外国人技能実習生の雇用も含まれます。
- ・この要件は、同一の者を連続して6か月以上雇用した経験を求めており、短期のアルバイト等が累積して6か月を超えても、要件を満たしたとは認められません（農業分野の運用方針と運用要領）。
- ・また改正入管法の法務省令において、受入れ機関が雇用契約の締結日前の1年以内又は締結日以降に、受入れ機関の責めに帰すべき理由により外国人の行方不明者を発生させていないことが定められています。ただし、受入れ機関側に非がない場合は、当規定には該当しません。

(8) 特定技能外国人の就労する場所について説明してください

- ・直接雇用の場合、①雇用契約の終了後に、②同一地域や別の産地の他の農業者と雇用契約を新たに締結して、③地方出入国在留管理局から在留資格変更許可を受けることで、④同一地域や別の産地の他の農業者の下で業務に従事することができます。
- ・また、①JA等が雇用する場合に、②複数の組合員から農業業務を請け負うことで、③特定技能外国人は複数農業者の圃場等で業務に従事できます。この場合、業務を請け負う側（JA等）に指揮命令権があることに、注意しなければなりません。
- ・全国各地に圃場等を有し農業経営を行っている農業者・団体が雇用する場合、雇用主を変更しない限り、特定技能外国人は全国各地の圃場等で業務に従事することができます。
- ・農業では派遣による受入れが認められているため、①派遣事業者に雇用された特定技能外国人は、②複数の農業者に派遣されて業務に従事することができます。この場合、③派遣先の農業者が指揮命令を行うことができますが、④派遣先の農業者も労働、社会保険等の法令順守基準を満たしていなければなりません。

(9) 特定技能外国人は転職できますか

- ・特定技能外国人は、同一分野内であれば、違う農業経営体への転職が認められています。
- ・ただし、異なる分野の業務に従事する場合は、特定技能外国人が従事する業務に対応できる能力を持っていることが求められ、転職に当たり受入れ機関や分野を変更する場合は、改めて在留資格変更許可申請を行う必要があります。
- ・したがって、日頃から特定技能外国人とのコミュニケーションをしっかりと行い、労働環境や生活環境の改善に取り組み、長く働いてもらえるよう取り組むことが大切です。

(10) 特定技能外国人の解雇はできますか

- ・労働者への安易な解雇は許されていませんが、特定技能外国人が雇用契約に違反した場合など、法律の認める範囲で、特定技能外国人の雇用を解雇できます。特定技能外国人を解雇する場合は、解雇する前に、出入国在留管理庁に対して、受入れ困難となった届出を行い、さらに解雇した場合には、同庁に対して、特定技能雇用契約の終了に関する届出をする必要があります。
- ・なお、外国人材の意思に反して離職せざるを得ない場合（受入れ機関の倒産等）には、受入れ機関と一緒に転職先を探すなど各種支援を行う必要があります。

(11) 雇用主や特定技能外国人の社会保険への加入義務について教えてください

①特定技能外国人の労働保険の適用

- ・特定技能外国人の受入れ機関が法人であれば、労働保険は強制適用なので、労災保険の適用労働者となり、雇用保険の被保険者となります。
- ・受入れ機関が個人事業の場合、従業員が常時5人以上であれば、法人と同じように労働保険は強制適用ですが、従業員5人未満の暫定任意適用事業に該当する場合は、雇用主は、労働保険に任意加入となっています。

②特定技能外国人の社会保険の適用

- ・特定技能の受入れ機関が法人であれば、雇用主も含め社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の被保険者となります。
- ・受入れ機関が個人事業の場合は、従業員の数に係らず社会保険の適用事業所にはならないので、特定技能外国人は、国保と国年に加入することになります。ただし、事業者で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受ければ、健康保険及び厚生年金保険が適用されます。この場合、健康保険及び厚生年金保険の適用は労働者のみであり、雇用主は適用されません。

特定技能外国人の労働・社会保険の適用

	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
個人事業 (労働者常時5人未満)	任意加入	任意加入	国民健康保険 ^{※1}	国民年金 ^{※2}
個人事業 (労働者常時5人以上)	強制適用	強制適用	国民健康保険 ^{※1}	国民年金 ^{※2}
法人	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用

※1 事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受ければ健康保険が適用される。

※2 事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受ければ厚生年金保険が適用される。

(12) 受入れ機関及び登録支援機関はどのような届出をどのように行う必要がありますか

- ・受入れ機関となった場合には、①特定技能雇用契約を変更、終了、新たに締結した場合の届出、②1号特定技能外国人支援計画を変更した場合の届出、③支援の委託契約を締結、変更、終了した場合の届出、④受入れが困難となった場合の届出、⑤出入国又は労働に関する法令に関し不正行為等を行った場合の届出、⑥特定技能外国人の受入れに係る届出、⑦支援の実施状況に係る届出、⑧特定技能外国人の活動状況に係る届出が必要です。
- ・登録支援機関となった場合には、①登録事項に変更が生じた場合の届出、②支援業務の休廃止に係る届出、③支援の実施状況に係る届出が必要です。
- ・届出はその要件により、随時にまた定期的に地方出入国管理局へ届け出る必要があります。

届出の種類	届出のタイミング	届出の主な内容
雇用契約に関する届出	雇用契約の内容等に変更等があったとき	変更、終了、新たな契約の締結時の内容等
支援計画に関する届出	支援計画を変更したとき	計画変更時の内容等
登録支援機関との委託契約に関する届出	登録支援機関との契約締結、契約変更、契約終了するとき	締結時や契約変更時の内容等
外国人材の受入れが困難となった際の届出	受入れが困難となったとき	困難となった事由、外国人材の現状、活動継続のための措置内容等
不正行為を知ったときの届出	不正行為の発生を受入れ機関が知ったとき	発生時期、認知した時期、当該行為の内容とそれに対する対応等
外国人材の受入れ状況に関する届出	四半期ごと（※）	外国人材の総数、外国人材の氏名、国籍等の情報、業務内容（派遣形態の場合は派遣先の情報）
支援計画の実施状況に関する届出	四半期ごと（※）	各種支援の状況（定期面談実施時の内容、対応結果等）
外国人材の活動状況に関する届出	四半期ごと（※）	報酬の支払い状況、従業員数、各種公的保険に係る適用状況等

※具体的には、翌四半期の最初の日から14日以内（第1四半期（1月1日～3月31日）であれば、4月14日まで）に届け出る必要があります。

(13) 外国人材受入れで不適正な事例や注意すべきことは

- ・農業分野においては、2000 年から外国人技能実習制度が導入されています。大半の受入れ機関は適正に運用していますが、残念ながら一部に不適切な事例が発生しています。
- ・受入れ側に関する違反としては、パスポートや在留カードの取り上げなどの人権侵害行為、労働時間違反や安全基準違反及び賃金不払いなどの労働関連法違反などです。その一方で、職場環境とのミスマッチなどによる外国人材の失踪も増えています。
- ・外国人材を雇用するうえで注意することは、労働基準法を始め関係する法令を遵守し、受入れ側と外国人材とのコミュニケーションを大事にして、日本人と同等に接し外国人のモチベーション向上に努める必要があります。また外国人材が意欲を持って働けるよう、賃金向上や責任ある立場への登用などのキャリアアップを図っていくことも求められます。

S 農業技能測定試験について

(1) 外国人に求められる技能・日本語能力水準

- ・農業分野で特定技能1号の在留資格を得るためには、外国人が一定以上の「①農業の技能水準」と「②日本語能力の水準」を満たしていることが必要です。それぞれ、試験の合格で証明しますが、技能実習2号を良好に修了している者は以下の表の通り、試験が免除されます。

外国人区分	農業の技能水準	日本語能力の水準
①技能実習2号の修了生以外	「農業技能測定試験」の合格が必要	「日本語能力試験 N4 以上」又は「日本語基礎テスト」の合格が必要
②農業の技能実習2号を良好に修了した者	試験免除	試験免除
③農業以外の技能実習2号を良好に修了した者	「農業技能測定試験」の合格が必要	試験免除

- ・技能実習2号を良好に修了とは、「技能実習を2年10か月以上修了し、かつ以下いずれかの書類を提出できること」を指します。
 - ①技能実習制度における農業技能実習評価試験（専門級）の合格証の写し
 - ②実習実施者及び監理団体が作成する評価調書（出勤状況や技能の修得状況・生活態度等を記載）
 - ③評価調書を用意できない場合、その理由書と評価調書に代わる書類

(2) 農業技能測定試験の概要

実施主体	一般社団法人全国農業会議所
試験の種類	1. 耕種農業全般 2. 畜産農業全般
実施場所	1. 海外試験 ＜令和2年度試験実施予定国＞ カンボジア、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、ベトナム、タイ、中国 ※その他、試験実施の要望が高い国においても実施を予定。 2. 国内試験 ＜受験会場＞ 各都道府県に会場を設置。 短期滞在を含め、在留資格をもって在留する者が受験可。
実施方法	パソコンを用いて受験する CBT 形式（コンピュータ・ベースド・テスト）で実施。 農業の知識・技術を問う設問と、農業現場で必要となる日本語を聴き取るリスニング問題で構成。 日本語、英語、現地語から選択して受験。 ※現地語は、海外で試験を実施している国の言語のみ。
受験方法	受験申込サイトにて、受験希望日時と会場を選択して予約。 パソコンが配置された専用の会場で、個別に受験。 ＜受験申込サイト＞ http://ac.prometric-jp.com/testlist/agriculture/index.html ＜試験情報・学習用テキスト掲載サイト＞ http://asat-nca.jp/





各国の送出手続について

出入国在留管理庁作成の「特定技能ガイドブック」にて、送出手続が判明している国について以下のように示されています。

法務省：出入国在留管理庁作成「特定技能ガイドブック」は以下のページに掲載されています。
http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00103.html



送出手続早見表

NEPAL

- 直接採用活動を行うほか、受入れ機関は、駐日ネパール大使館に求人申込を提出することも可能（有料）
- 日本に入国する際、海外労働許可証を取得する。

MONGOLIA

- モンゴル労働・社会保障省労働福祉サービス庁への登録が必要
- 受入れ機関は同庁と双務契約を結ぶ（モンゴルから新たに受け入れる場合のみ）。

MYANMAR

- 認定送出国機関を通じて求人票の提出などの採用活動を行う（ミャンマーから新たに受け入れる場合のみ）。
- 特定技能外国人本人が、海外労働身分証明カードを取得する（ミャンマーから新たに受け入れる場合のみ）。
- 特定技能外国人本人が、在日ミャンマー大使館でパスポートの更新を行う（日本に在留する方のみ）。

CAMBODIA

- 認定送出国機関を通じて採用活動・登録証明書の取得を行う。

PHILIPPINES

- 認定送出国機関を通じて採用活動を行う。
- 認定送出国機関との間で人材募集・雇用に関する募集取決めの締結が必要
- 受入れ機関は書類の提出や面接を駐日フィリピン大使館海外労働事務所又は在大阪フィリピン総領事館労働部門に対して行う。
- フィリピンを出国する際に海外雇用許可証の取得が必要

THAI

- 在京タイ王国大使館労働担当官事務所に雇用契約書等を提出し、認証を受ける（認証印の押印を受ける）。

INDONESIA

- 求人・求職申込はインドネシア政府が管理する労働市場情報システムに登録して行う（推奨）。
- 同政府が管理する海外労働者管理サービスシステムに登録する（新たにインドネシアから受け入れる場合は査証申請前に行う）。

送出手続の詳細は、出入国在留管理庁の以下ページをご参照ください。
http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html





問合せ先

(1) 制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等に関する御相談先

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第 2 法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京出入国在留管理局	東京都港区港南 5-5-30 就労審査第三部門	0570-034259
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7 総務課	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市中区正保町 5-18 (受入・共生関係) 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査第二部門	審査管理部門 052-559-2112 就労審査第二部門 052-559-2110
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377 (代)
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412 (代)
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

★外国人在留総合インフォメーションセンター (月～金 8:30～17:15)
0570-013904 (IP、PHS、外国から: 03-5796-7112)

(2) 農業分野に関するお問い合わせ先

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関 1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2159
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

(3) 外国人材を探したい場合の御相談先

①外国人在留支援センター (FRESC フレスク) <http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

外国人在留支援センター (FRESC / フレスク)
〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目 6 番 1 号 四谷タワー 13F
ナビダイヤル: 0570-011000 (一部の IP 電話及び海外からは 03-5363-3013)

②全国ハローワーク

<厚生労働省 全国ハローワークの所在案内> <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

※その他の御相談先として、農業分野での技能実習生の受入れ実績のある監理団体等が考えられます。

<外国人技能実習機構 監理団体の検索> https://www.otit.go.jp/search_kanri/

(4) 農業技能測定試験に関するお問い合わせ先

<一般社団法人全国農業会議所>

東京都千代田区二番町 5-6 あいおいニッセイ同和損保二番町ビル 7 階

TEL 03-6910-1125 メール gaikokujinzai@nca.or.jp

